

支援法人指定処分に関する審査基準の作成動向

—改正空家法施行2か月後の定点観測—

上智大学法学部教授 北村 喜宣

2023年6月に改正された空家法は、空家等管理活用支援法人制度を導入した。申請にもとづき市町村長が指定をするこの仕組みは、行政手続法第2章にいう「申請に対する処分」である。そうであれば、審査基準の作成が義務づけられる。同年12月の改正法施行2か月を経過した時点で作成が確認された178の審査基準の大半は、「行政の方針が決定されるまで指定をしない」という趣旨の「様子見型」である。

このような対応が可能なのは、支援法人の業務は基本的に市町村が行うものであって、行政で対応しえないなどの場合に補完的に認められると考えられるからである。また、指定をすれば、同法人に空家等対策計画改訂提案権や民法制度の利用提案権が与えられ、拒否すれば理由を提示する義務があるといった点に市町村が不安を持っていることもあげられる。

1 支援法人指定制度

2023年6月に改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）の三本柱は、「活用拡大」「管理の確保」「特定空家等の除却等」である。このうち、活用拡大の内容は、空家等活用促進区域制度と空家等管理活用支援法人制度に整理される¹。

改正法の施行日は、その附則1条により、「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」とされた。具体的には、同年11月17日制定の「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により、同年6月14日の公布日との関係で最も遅い同年12月13日と定められた。

施行にあたって、改正空家法の実施を担当する市区町村（以下「市町村」という。）がまず対応しなければならないのは、三本柱のうちの支援法人制度であった。市町村が積極的対応を求めて空家等の所

有者等を追いかけていく改正前の空家法の仕組みとは異なり、この制度のもとでは、申請者が、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定を求めて行政窓口へやってくる。空家法の実施にあたって、これまでとは勝手が違う制度が導入されたのである。この小稿では、施行から2か月を経過した時点での市町村行政の対応状況について、とくに行政手続法の審査基準の作成状況に焦点をあてて概観する。

2 国土交通省の沈黙、国会答弁、「手引き」

(1) 改正空家法23条1項

改正空家法23条1項は、「市町村長は、特定非営利活動促進法……第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるも

1 国土交通省担当者による解説として、城戸郁咲「空家対策特別措置法の改正について」自治体法務研究75号（2023年）6頁以下、国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室「空家対策の推進について」日本不動産学会誌146号（2023年）30頁以下参照。

のを、その申請により、「支援法人として指定することができる。」と規定する。この規定は、2022年5月に一部改正された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（以下「所有者不明土地法」という。）において導入された所有者不明土地等利用円滑化推進法人（第6章（47～52条））（以下「推進法人」という。）の制度を直接の参考にしたものである²。

「その申請により……指定することができる」というのであるから、支援法人の指定の仕組みは、行政手続法にいう「申請に対する処分」と解される。そうであれば、市町村長は、同法5条にもとづき具体的な審査基準を作成してこれを公にする義務がある。かりに、申請を拒否する不指定処分をするのであれば、同処分書のなかで、予め作成してある審査基準に照らして当該申請をどのように評価して不指定の結論に至ったのかの理由を的確に記載しなければならない³。

いち早く支援法人の指定を得ようとする一般社団法人等が申請準備に要する時間的余裕を考えれば、市町村長は、遅くとも施行日の1ヶ月前くらいまでには審査基準を公にできる状態にしておく必要があったといえよう⁴。これは、少なくとも行政法的観点からは、改正法の公布時点で明白であった⁵。

(2) 不可解な国土交通省の対応

以上のような認識にもとづき、筆者は、改正法案成立後、市町村の空家法担当者に対して、支援法人申請に対してどのように対応するつもりなのかを調査した。ところが、そもそも支援法人制度がまず理解されていなかったし、さらに審査基準の作成をする

必要性は、ほとんど認識されていなかったのである。

そうであったとしても、対応が法的に不要になるわけではない。したがって、国土交通省は、何らかの形で市町村に情報提供をして、作業の必要性を理解してもらうようにすべきである。支援法人制度を創出してその事務を市町村に一方向的に義務づけたのは、ほかならぬ国である。しかも、2014年制定時のような議員提案ではなく、支援法人制度を含む改正法案は、内閣提出法案なのであった。

ところが、国土交通省は、この点に関して、積極的な対応をしなかった。困るのは市町村であるのに、理由は不明である。たしかに、行政手続法の所管は、総務省行政管理局であり国土交通省住宅局ではないが、そうであるからといって、同局住宅総合整備課住環境整備室が説明できない話ではない。

聞くとところによると、改正法を説明するために開催された国土交通省のある地方整備局での会議の際に、この論点を踏まえた質問がされた。2023年10月のことである。同省の地方整備局担当者は、いったんは、「行政手続法の適用はない。」と発言したものの、少し間をおいて、「この件は本省レベルで調整中であり、行政手続法の適用については確認する。」として、即答を避けたいらしい。何かを思い出したのだろう。筆者自身、2023年8月の時点で、所有者不明土地法のもとでの推進法人に関して同様の質問を同省不動産・建設経済局土地政策課に対して投げかけていたが、同様に、行政手続法の解釈にもかわるため調整にしばらく時間を要すると回答されたのであった⁶。改正空家法や同種の仕組みを規定する同省所管法との関係もあったのだろうか。

2 北村喜宣「指定の判断基準：空家等管理活用支援法人の法的位置づけ」自治総研540号（2023年）62頁以下・65～66頁参照。推進法人制度については、都市再生特別措置法のもとでの都市再生推進法人制度（118条以下）が参考にされた。

3 判例・通説の認識でもある。高木光+常岡孝好+須田守『条解行政手続法〔第2版〕』（弘文堂、2017年）162～173頁〔須田守〕参照。

4 審査基準作成のタイミングについては、行政法学においては、十分な検討はされていない。宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第8版〕』（有斐閣、2023年）474頁は、「審査基準が公にされていることによって、申請者は、許認可等を得る見込みがないときには事前に判断することが容易になり、許認可等を得る見込みがないときは、早期に申請を断念し、無駄な努力を回避することが可能になるし……申請のためにどのような準備をすればよいかを的確に判断できるようになる。」とする。一般論としては、施行日に審査基準が公にされていなければ申請権の行使が妨げられるのであり、違法であろう。

5 改正法案が審議された第211回国会においては、支援法人の申請への対応と指定の法的性質についての質疑は、残念ながらされていない。法案審議の状況については、北村喜宣「空家法2023年改正法案の準備、内容、そして、審議」自治総研544号（2024年）1頁以下参照。

6 その後も、国土交通省からの回答はないままであったが、改正空家法に関しては、後述のように、国会における質疑で明確になった。

(3) 衆議院国土交通委員会

そうしたところ、改正空家法 23 条にもとづく支援法人の申請および指定について、正面からの質問がされた。第 212 回国会衆議院国土交通委員会においてである。質疑・応答は、以下の通りであった⁷。

○委員・赤木正幸 空き家法 23 条 1 項に基づいて、支援法人の申請として、これはいわゆる行政手続法の第 2 章に言う、申請に対する処分当たるのかどうかということが結構重要な論点になっております。

行政手続法の 5 条に基づいて、いわゆる市長^(ママ)村長は、できるだけ具体的な審査基準を作成して、これを公表する義務があるのか、また、この公表は施行日前に十分な時間的な余裕を持って行う必要があるのかといった点について、実際、具体的な手続の方法についての御見解、御解説をお願いいたします。

○国土交通省住宅局長・石坂聡 御指摘の支援法人の指定は、行政手続法第 2 章の申請に対する処分当たるものと考えています。

このため、行政手続法に基づき、基本的には、市町村は、指定に係る審査基準を作成し、これを公にする必要がございます。

審査基準は、法の施行後に、実際の申請が来るまでに、あらかじめ準備をしておくことが適切であると考えているところでございます。

行政手続法との関係を国土交通省が公式に語った

のは、これが最初と思われる。前述のように、国土交通省において、論点は認識されていた。遅きに失したとはいえ、施行日の約 1 ヶ月前に同省の認識が明確になったのは、市町村にとっては幸いであった。

なお、この答弁の最後の部分であるが、法の執行後に準備をするという趣旨であれば、行政手続法の認識として不適切である。申請者のことを考えれば、「法の施行前に、十分な時間的余裕を持って」でなければならない⁸。

(4) 空家等管理活用支援法人の指定等の手引き

(a) 作成手続

改正法施行日の 2 週間前である 2023 年 11 月 30 日、国土交通省住宅局住宅総合整備課「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」（以下「手引き」という。）が公表された⁹。そこには、「参考」として、「〇〇市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領（例）」が添付されている。

「事務連絡」として公表された手引きは、行政手続法 2 条 8 号にいう「命令等」ではないため、同法 39 条にもとづくいわゆるパブリックコメントは実施されなかった¹⁰。その代わりといえるかどうかはさておき、同省が空家法の実施にあたってきわめて重視・重用する組織である「全国空き家対策推進協議会」（以下「全空協」という。）の企画・普及部会のもとにある「空き家対策の推進に向けた官民連携分科会」の第 1 回会議（2023 年 11 月 13 日）において突然に原案が示され、意見聴取が行われたようである¹¹。

7 第 212 回国会衆議院国土交通委員会議録 2 号（2023 年 11 月 10 日）17 頁。

8 前註（4）参照。「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針の変更案」に関するパブリックコメントにおいて示された国土交通省・総務省の考え方のなかには、「審査基準は実際の申請が来るまでには定めておくことが適切」という記述がある。申請にあたって参照されるべきものという行政手続法 5 条の趣旨が理解できていないことがよくわかる。

9 国土交通省のウェブサイトにおいて閲覧可能である（<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001710793.pdf>）。

10 国土交通委員会における質疑において、「この手引は命令や処分基準ではございませんので、その性質上、パブリックコメントの義務対象とはなっておりません」とされている。第 212 回国会衆議院国土交通委員会議録 2 号（2023 年 11 月 10 日）17 頁 [国土交通省住宅局長・石坂聡]。もちろん、任意でパブリックコメントをすることは可能である。電気事業法 27 条の 29 の 2 にもとづく、40 年を超える発電用原子炉運転に関する運転期間延長認可に関して、第 211 回国会参議院経済産業委員会会議録 10 号（2023 年 5 月 18 日）2 頁 [資源エネルギー庁電力・ガス事業部長・松山泰浩] 参照。

11 国土交通委員会における質疑において、「指定権者である市町村の御意見を伺うことは重要と考えております。〔改行〕そのため、現在、市町村の御意見を伺いながら検討を進めているところ」と答弁された。第 212 回国会衆議院国土交通委員会議録 2 号（2023 年 11 月 10 日）17 頁 [国土交通省住宅局長・石坂聡]。この件だけではないが、空家法の運用に関して、国土交通省は、全空協への照会をもって市町村の意見聴取と整理しているようである。大半の市町村が参加しているために、またコンサルタントが事務局をつとめているために、利用しやすい組織なのであろう。

手引きの公表は、その2週間後であった。若干の文言の修正はあるものの、内容はほぼ同一である。どのような意見が寄せられたのかは不明であるが、本格的対応を要するものがあつたとしても、そのための時間的余裕はなかつただろう。

(b) 審査基準作成にあたり参考になる内容

前述のように、空家法23条1項は申請に対する処分を規定するものであるから市町村長は審査基準を定めなければならないと答弁されている。ところが、手引きにおいては、そうした内容が一切記述されていない。「行政手続法」「審査基準」という文言の使用を意図的に回避しているというほかないが、その理由は不明である¹²。

手引きにおいては、「支援法人の指定の方針等の明示」という項目のもとで、支援法人制度の趣旨や指定の考え方が示されている。抜粋すると、以下の通りである¹³。

① 支援法人の指定の方針等の明示

支援法人制度の運用にあたっては、指定を受けようとする法人（申請をしようとする法人）のために、市町村として求める支援法人の業務など、指定の方針を明らかにしておくことが重要です。

まずは、市町村における空家等の管理・活用に係る施策を外部に補完してもらう必要性に応じて、第1章(1)に掲げる業務の種別など、市町村として求める支援法人の業務を明確に示すことが重要です。この場合、支援法人を指定しなくても当該市町村が自ら空家等の所有者等に対する相談対応等を行うことができると判断する場合は、当該業務に関して法人を指定しないことも可能ですが、「当市町村では、市町村において〇〇の業務を行うことができるため、

当該業務に関し支援法人は指定しないこととする」など、方針を明らかにすることが重要です。

次に、空家等の管理・活用を進める上では、所有者等や活用希望者に寄り添った丁寧な相談や、所有者等の多様なニーズに応じたマッチング等が行われるために必要な数の支援法人が指定されることが望ましいと考えられます。一方で、第1章(1)に掲げる業務の種別によっては、市町村の実情に照らして、指定する法人を一つに限ることも想定されますが、その際には、公平性の観点にも留意しながら、複数の支援法人の指定により業務の適正かつ確実な実施が確保できなくなるか等を検討した上で、合理的にその理由を説明すべきと考えられます。

このほか、指定の有効期間を定めることも考えられます。指定の有効期間を定める場合は、あらかじめそのことを明らかにしておくことが適切です。

こうした指定の方針等は、事務取扱要綱等において明らかにしておくことが必要です。

以上の記述は、市町村長が審査基準を定めるにあたって参考になる。内容を整理しておこう。

第1に、支援法人は、市町村の空家法実施事務との関係で補完的位置づけを持つとされている点である。指定せずに対応ができるのであれば指定しないことも可能であり、その旨を公表すれば足りるとされた。なお、審査基準としてどのように表記すべきかについては、別に検討を要する。第2は、指定をひとつの団体に限定して、ほかの申請を拒否することも可能とされた点である。ただ、公平性の観点から合理的に理由が説明できなければならないとする。

3 審査基準の提案

筆者は、改正空家法23条1項の法的性質を検討していた¹⁴。その基本的認識は、上記の手引きの認

12 11月10日の国会答弁において、行政手続法の適用があることを明らかにしたのであるから、11月30日の文書にそれを反映させることは十分に可能だったはずである。そして、そうすることで市町村に対して支援法人制度を正しく伝えられるはずであった。なお、所有者不明土地法のもとでの推進法人に関する行政規則である国土交通省不動産・建設経済局『所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定の手引き』（令和6年1月）（以下「推進法人手引き」として引用。）では、「審査基準」という文言が用いられている。

13 国会答弁においても、ほぼ同内容の見解が示されていた。第212回国会衆議院国土交通委員会議録2号（2023年11月10日）17頁〔国土交通省住宅局長・石坂聡〕参照。

14 北村・前註(2)論文参照。

識とも共通している。同条同項に明記される指定要件は、「〔24条各号の〕業務を適正かつ確実に行うことができる」と認められる」ことのみであるが、市町村においてそれが必要とされているという「不文の補完性基準」も考慮しようとするのである。そうした整理をもとにして、2023年11月に、独自の審査基準案を公表した¹⁵。先にみたように、支援法人指定にあたって行政手続法が適用され、審査基準の作成が法的に義務づけられることに対する市町村の認識があまりにも低いことに危機感を覚え、改正法への対応が少しでもスムーズにいくように考えたのがその理由である。

具体的な審査基準案を考えるにあたり、対応のあり方として、①「様子見型」、②「必要があれば活用型」、③「従来から委託している法人のみ指定型」の3つを想定した。そして、それぞれについて、審査基準案および申請を拒否する場合の理由を示した。

どの市町村に対しても、23条1項の申請がされる可能性はある。理由を付さずにこれを拒否すれば違法であるが、その前提には審査基準がなければならぬ。しかし、支援法人制度をどのように活用すればよいのかが判然としない。そこで、ほかの自治体の対応状況をみながら方針を決めるという時間的余裕を確保しようとするのが、①の趣旨である。「支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わない」という審査基準になる。

②の場合でも、行政においてアウトソーシングする需要がないのに指定する必要はない。そこで、「本市における法第24条に掲げられる業務の実施が困難であること」を要件のひとつとした。指定法人は、行政にとってパートナーと位置づけられるべき存在であるから、信頼できる団体の協力を得て空家法を実施するのが適切である。

③はそうした方針にもとづくものであり、「当分の間、かねてより法第24条各号相当の業務を委託している団体のみを指定する」という審査基準とし

た。少々ギラついているから、行政との数年の協力関係にあるという表記でも、同様の効果は得られる。

こうした対応が法的にも許される理由は、前述の支援法人業務の補完性にある。その指定は、たとえば、食品衛生法もとの飲食店営業許可や道路交通法もとの運転免許とは、法的性質を異にする。これらにおいては、申請者の側にそうした行為をする自由があるという前提があるが¹⁶、支援法人の場合は、空家法もとのその制度趣旨から、そのようにはいえないのである。そもそも24条各号に列記される業務のほとんどは、同法の実施にあたり、市町村行政が行うべきものである。唯一の例外は、空家等の改修であろうか。

4 8つのタイプ

現に作成・公表されている市町村の審査基準を整理・分析するにあたり、実際に作成されているものを踏まえて、[図表1]のように、AタイプからHタイプの8つに分類しておきたい。いくつかの要素を併有するものもある。

[図表1] 審査基準のタイプ

| タイプ | 内容 |
|-----|--------------------------|
| A | 様子見型 |
| B | 不指定宣言型 |
| C | 申請制約型 |
| D | 必要があれば指定型（申請は制約しない） |
| E | （実質的に）従来から協力関係にある団体のみ指定型 |
| F | いくつかの混合型 |
| G | 無制約型 |
| H | 国土交通省「事務取扱要領」準拠型 |

[出典] 筆者作成。

タイプAは、前述の①である。審査基準というにはいささか後ろ向きであるが、専任の空家法担当者

15 北村喜宣「支援法人指定申請の取扱い」自治体法務研究75号（2023年）11頁以下参照。

16 阿部泰隆『行政法再入門 上〔第2版〕』（信山社、2016年）144頁、宇賀克也『行政法概説Ⅰ行政法総論〔第8版〕』（有斐閣、2023年）98頁参照。

がないような市町村においては、先行事例もいなかで、すぐに支援法人制度を使いこなすのは、現実には無理である。業務をアウトソーシングせず空家法の適切な実施ができるのかという問題はあるが、指定した支援法人との対応に時間や労力をとられるのでは、本末転倒である。未来永劫こうした方針を堅持すべきとは思われないが、当面は指定せず、「マイペース」で空家法実施をするというのは、合理的な選択である。もっとも、後述のように、それなりの行政能力を有するとみられる市においても、行政リソースの制約とは別の理由で、こうした方針を規定することはある。

タイプBは、手引きにおいて例示された方針を採用するものである。いわば「間に合ってます」である。不要というのであり、補完性を論ずる余地がないため、指定はされない。

タイプCは、「公募」という形で、申請が可能な時期を行政が指定するものである。「公募」という方法は、所有者不明土地法のもとでの推進法人に関して、国土交通省も認めていた¹⁷。この制度を参照した改正空家法の支援法人についても、同様と整理するのであろう。ただ、このやり方が行政手続法7条のもとでの審査開始義務との関係で問題がないかは、検討を要する。

タイプDは、前述の②に該当する。不文の補完性基準を前面に出すものである。その旨が明記される。

タイプEは、前述の③に該当する。改正空家法24条各号が支援法人の業務として規定する内容は、同法人の業務独占にはなっていない。それどころか、その一部または全部を、従来から協定を通じて民間団体に委託している例も少なからずある。そのパフォーマンスに市町村が満足しているのであれば、新たに支援法人を指定する必要はない。

タイプFは、いくつかのタイプを混合するものである。たとえば、従来から委託をしている団体があるために新たな指定はしないという方針を明確に示すような内容となる。あるいは、実質的にそうした

団体のみが指定されうるような基準となる。

タイプGは、もっとも緩やかな審査基準である。需給要件を積極的に示唆するような記述はされない。

タイプHは、手引きに添付された事務処理取扱要綱(例)を踏まえるものである。手引きには、「この要綱(例)は、一般的な記載例として掲載しているものです。適宜修正の上ご活用ください。」とされている¹⁸。カスタマイズが予定され、それを使用しないことが補助金などで不利益に扱われないのであれば、情報提供としては適切である。

言うまでもないが、どのタイプのもとでも、申請それ自体は妨げられない。不指定宣言をするタイプBであってもそうである。適式な申請である以上、遅滞なく審査を開始して判断をすべきは、行政手続法7条が規定している。そして、申請を拒否する際には、同法8条にもとづき的確な理由付記をすべきは、前述の通りである。「公募」型のタイプCについては先にみた。明文の規定がないかぎり、同法は強行規定として適用される。また、申請に対してどのような方針をとるにせよ、義務的となっている空家法の実施を、地域特性を踏まえて、それぞれの市町村が適切に行うべきことも当然である。

5 市町村の対応状況

(1) 審査基準の公表と改正法施行日

いずれ国土交通省による全国調査がされ、その結果が公表されるだろう。2024年2月末時点において、筆者がインターネットの検索(都道府県名×空家法×支援法人×審査基準)などを利用して知りえたものは、本稿末尾に付した[図表2]の通りである¹⁹。どのタイプに該当するのかも記している。網羅的ではなく、偶然的な収集にすぎない点をお断りしておきたい。公表日と施行日が異なる場合には、公表日を記した。筆者の調査不足かもしれないが、一見して明らかなように、九州地方の市町村の対応の遅れが顕著である。

改正法にもとづく支援法人に関する規定は、1,741

17 北村・前註(2)論文71～72頁参照。

18 こうした対応は、所有者不明土地法のもとでの推進法人手引きに添付されている「(参考)〇〇市所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務取扱要領(例)」と、まったく同じである。

19 行政手続法5条3項にいう「公に」とは、申請者の照会に対応できるようにという意味であるから、ウェブサイトにアップしなくても問題はない。実際、そのような対応をしている市町村は少なからずあるものと推測される。

の市町村のすべてにおいて、2023年12月13日から施行されている。したがって、行政手続法の観点からは、施行日の申請に間に合うように、十分な余裕をもって審査基準が作成されていなければならないはずである。ところが、前述のように、国土交通省はそれが必要と説明せず、ようやく施行日の1か月前に手引きを公表した。11月中に審査基準を公表していた市町村は、同省の動きとは独立して対応していたのであろう。12月13日に何とか間に合わせた市町村²⁰もそうであったかもしれないし、あるいは、手引きの公表後に大急ぎで作成をしたのかもしれない。筆者自身は、改正空家法に関する講演や論文において、審査基準作成の必要性和重要性を力説していた²¹。

(2) 法形式

審査基準をどのような根拠によって定めるかについては、市町村に特段の認識はないようにみえる。「事務取扱要領」「事務取扱要綱」という名称のものもあるが、行政法学の整理によれば、外部に対して法的拘束力を有しない裁量基準としての行政規則である²²。

この点で、日野市は、「空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱規則」を制定し、地方自治法15条を根拠とする法規命令たる長の規則として審査基準を規定している点で特徴的である。同市の法制執務の例に従ったとのことである。なお、条例のなかで規定している例は見当たらない。

審査基準は法規命令ではないとはいえ、外部に公開するものである以上、行政組織内において、作成にあたっては、それなりの手続を踏む必要がある。そうした事情に鑑みれば、施行日に間に合わせたというのは、庁内においてそれなりに詰めた作業がさ

れたことを推察させる。数日遅れで公表した市町村においても同様であろう。好き好んで数日遅れるわけではない。どうしても間に合わなかったということであろう。その努力は高く評価したい。

(3) 圧倒的多数の「様子見型」

内容についてみていこう。施行時においては、支援法人制度をどのように活用してよいかわからない市町村がほとんどであると推測される。そうした事情を反映して、[図表2]からも明らかなように、確認できた審査基準の圧倒的多数は、タイプAの「様子見型」であった。その文言をみると、筆者が提案した審査基準²³と内容を同じくするものが多い。

文言を完全に踏襲するものとして、たとえば、府中市がある。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。

このような状況になっているのは、都道府県の空家法担当課が筆者の提案を入手し、それを域内の市町村に参考資料として配布したからではないか、あるいは、市町村の担当者がそれを何らかの機会・手段を通じてこれを入手したからではないかと推測される。責任のある対応であり、申請を予定する者に対してとりあえずの方針を示したことは評価したい。

内容としては実質的に同じであるが、形式を整え

20 [図表2] からわかるように、12月13日に先立ってされていた例も多くある。たとえ数日であっても、申請者に時間的余裕を与えたいという市町村の誠実さの表れと評価したい。

21 論文としては、北村・前註(2)論文、同・前註(15)論文、同「指定をしない自由はあるか? : 空家法の空家等管理活用支援法人制度」自治実務セミナー2023年10月号35頁参照。筆者の講演は、以下の通りである。「空き家対策」(2023年7月28日・全国建設研修センター)、「空家法改正シンポジウム」(2023年9月26日・空き家等低未利用流通推進協議会)、「空き家対策勉強会」(2023年10月2日・滋賀県弁護士会)、「空き家対策に関する実務講習会」(2023年10月3日・地方自治研究機構)、「令和5年空家特措法改正について」(2023年11月14日・東京都司法書士会)。それぞれに際しては、対面やオンラインを通じて、多くの市町村行政担当者が受講された。

22 宇賀・前註(4)書334～338頁参照。

23 北村・前註(15)論文14頁参照。

たものもある。たとえば、武蔵野市がそうである。

(趣旨)

第1条 この審査基準は、武蔵野市長が行う空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定（以下「支援法人」という。）について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準を定めるものとする

(審査基準)

第2条 武蔵野市長は、支援法人の指定に係る方針を定めるまでの間、支援法人の指定を行わない。

タイプAを採用する市町村は、中小規模ばかりでない。新潟市やさいたま市のような政令指定都市、渋谷区や練馬区のような特別区、藤沢市や大津市のような中核市も含まれている。支援法人制度に対する「とまどい」を感じることができる。「検討中」とする仙台市も、このタイプに含めておこう。

(4) 不指定宣言

支援法人の活動に対しては、中央政府からの補助が同法人にされることもある²⁴。このため、そのかぎりにおいて委託費用が節約できるのであり、市町村にとっても利用価値がある。しかし、当該市町村にとって「一見さん」的關係にある団体がいきなり申請をしてきたときに、これを指定するのに躊躇するのは理解できる。そこで、従来からの関係を重視し、当該団体との委託によって必要な業務は十分できているという理由で、新たに指定をしないことを

明記する審査基準もある。奈良市の例を紹介しよう。

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「法」という。）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、本市においては、業務委託や関係団体との協定締結により民間法人等も活用しながら、法第24条に規定する支援法人の業務を概ね行うことができているため、当分の間、支援法人は指定しないこととする。

需要は充たされているというのである。タイプBと分類しておこう。深川市も同様である。同市は、必要があれば指定するとしつつ、「現在、法第24条各号に掲げる業務を本市又は必要に応じ空家対策に係る各関係団体への委託等にて対応しており、当該業務等に支障がないことから当分の間、行わない」とする²⁵。

業務について、行政だけで十分に行けるという理由で不指定宣言がされる場合もある。福島町がその例である。

弘前市は、「審査基準は設定しない」という審査基準になっている。指定はしないという趣旨であろうから、タイプBである²⁶。「現時点では支援法人利用の必要性がなく、支援法人を指定しないため」という理由である。必要がない理由は不明であるが、「今後、支援法人利用の必要性があると判断した場合は、事務取扱要綱等を作成し、審査基準を公表する」とする。

24 改正法案審議においては、「支援法人に対しましては直接財政支援をするということも考えてまいりたい」とされていた。第211回国会衆議院国土交通委員会議録12号（2023年5月10日）4頁[国土交通省住宅局長・塩見英之]。これは、いわゆるモデル事業についてである。そうでない場合は、令和6年度当初予算の成立により、空き家対策総合支援事業の拡充として、改正法24条1号・3号・5号の業務を行う支援法人には、各事業年度につき1法人あたり1千万円を限度とした補助がされる。補助率は、国が2分の1、市町村が2分の1である。この場合には、市町村の「裏負担」がないかぎり、国の補助はされない。また、そもそも補助金は、立上げ期のサポートのためのものであり（同一法人に対する補助は最長3ヶ年度）、未来永劫保障されるものではない。国土交通省ウェブサイト参照（<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001720517.pdf>）

25 深川市のこうした方針それ自体には問題はないが、「指定に係る申請については受理しないものとする。」とまで明記するのは行政手続法7条違反であり、適切ではない。八尾市についても、同様の指摘ができる。

26 弘前市は、指定するつもりがないから審査基準を作成しないというのであるが、行政手続法5条のもとでは、何らかの審査基準の作成は義務的である。この点、同法についての誤解があるのかもしれない。

(5) 従来からの委託関係の重視傾向

「不指定宣言」という方針を明確にするわけではないが、従来から関係のある団体を取りあえず優先指定できるよう、より具体的に「継続的实施」を要件とするものもある。2つの例をあげておこう。

| | |
|-----|--|
| 札幌市 | 指定業務（空き家対策に関する札幌市の業務の状況等を踏まえ空家等管理活用支援法人を指定することにより対応することが必要であるものとして札幌市が別に指定する業務をいう。以下同じ。）の実施に関する実績（複数年にわたって継続的に実施した実績に限る。）を有し、かつ、支援法人の指定を受けて本市の区域内において適法に指定業務を実施しようとする者（当該指定業務を実施するにあたって必要とされる専門性を有する者に限る。）であること。 |
| 京都市 | 過去5年以内に本市と連携して本市の空家等対策に取り組んだ実績又はこれに類するものとして市長が認める活動実績を有すること。 |

なお、京都市の事務取扱要綱には、上記の実績要件のほかに、注目すべき記述がある。それは、申請者の要件である。改正法23条1項には、「空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社」として、株式会社も該当するとされているところ、同要綱はこれを明示的に含んでいないのである（4条1項1号）。排除するという趣旨の創設的な上書きであれば、条例事項である²⁷。しかしそれは、行政規則にすぎない審査基準ではなしえない決定であるから、法律解釈として可能と考えたのであろう。

多賀町は、町との委託・補助関係を絶対要件としていないが、地域住民から認知される取組みや地域住民の参画を得た取組みをしているという実績が求められている。いきなり外部から入ってくるような団体では要件を充たせない。

町田市は、タイプDとタイプEの混合型としてのタイプFである。改正法24条業務について市が実施困難であるという要件に加えて、「町田市と空家対策の協定を締結し、24条業務相当の業務を行っ

ている法人」とする。同じくタイプFである東近江市の審査基準には、「公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会、公益社団法人滋賀県建築士会、滋賀県土地家屋調査士会、滋賀弁護士会、滋賀県司法書士会、八日市商工会議所及び東近江市商工会と本市が締結した空家等対策に関する協定に基づき設立された法人又は実施しようとする24条業務についてこれと同等の業務遂行能力があると認められる法人であること」がある。2021年3月に協定を締結した7団体の協力のもとに設立された「一般社団法人東近江市住まい創生センター」を念頭においた規定である。同市は、2023年12月14日、このセンターを支援法人として指定した²⁸。おそらく、指定第1号であろう。

(6) 補完性要件の明記

タイプDは、行政が改正空家法24条列举業務を何とか遂行できているのであれば、支援法人の指定を要しないとするものである。「何とか遂行」の内容としては、直営的实施もあるし、委託による実施もある。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のもとでは、市町村に一般廃棄物処理責任が負わされているが（6条の2第1項）、直営的实施なり委託による実施では対応できないかぎりにおいて一般廃棄物処理業許可（7条）がされるのと、少し似たところがある²⁹。

守口市の審査基準は、こうした発想にもとづき、そのひとつとして、「法第24条各号に規定する業務について、本市による実施が困難であると認められること」を規定する。前述の東近江市も、こうした規定ぶりである。

(7) 「公募」

野辺地町は、「公募期間」を設け、その期間内に申請がされることを指定要件とする点で特徴的である。そのかぎり、申請は制約されている。所有者

27 北村喜宣「現行法律実施条例の分類と意義」北村喜宣+飯島淳子+磯崎初仁+小泉雄一郎+岡田博史+靱持麻衣+公益財団法人日本都市センター（編著）『法令解釈権と条例制定権の可能性と限界：分権社会における条例の現代的課題と実践』（第一法規、2022年）131頁以下・147～154頁参照。

28 東近江市の支援法人指定は、全国初ではないかと思われる。それにもかかわらず、同市のウェブサイトには、この指定に関して、なぜか何の情報提供もされていない。

29 北村・前註（2）論文は、そうした観点から支援法人制度を整理したものである。

不明土地法のもとでの推進法人制度の運用についての国土交通省の理解にならったものであろう³⁰。タイプCといえるが、「当町または既に指定した者による業務の実施が困難であり、新たに指定する必要があること。」という要件も充たす必要がある点で、タイプDでもある混合型のタイプFといえる。

(8) 無制約型

タイプGは、特段の補完要件を明記しないものである。中野市がその例である。実績を求めるわけではない。「中野市空家等対策計画に適合するものであること。」という基準はあるが、2022年を始期とする現在の計画のなかに、補完性を示唆する記述はない。それを前提にすると、通常の許可制の運用を予定するようにもみえるが、真意はどうだろうか。

(9) (現在のところ) 人気のない国土交通省「事務取扱要領」依拠型

「適宜修正の上御活用ください」というのであるが、国土交通省作成の手引きに添付された事務取扱要綱を活用している市町村は、座間市や防府市の例はあるものの、現在のところ、数はそれほど多くない。国のモデルに従った安心感はあるだろうが、具体的申請に対してどのように対応するかについては、自己決定が求められる。

石川町もこのタイプである。そして、そのうえで同町は、2023年12月20日付けで、「一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会」を支援法人として指定している³¹。

申請を前提とすれば、それに必要な書類や詳細な審査基準などは必要になってくる。添付書類の種類や様式など、利用できる内容は多い。とりあえず「様子見型」であっても、将来的には、これをも参

考にしつつカスタマイズをして、市町村の空家法実施にとって有効な支援法人選定を進めることを検討すべきであろう。誤解があるといけませんが、「様子見型」は、あくまで暫定的対応である³²。

6 小括

改正空家法23条が規定する支援法人の指定は、一般的な許可とは異なり、市町村行政においてその必要性があればできるという特殊なものであった。指定にあたっての市町村長の裁量は、相当広いのである。そうした法的性質を反映して、「様子見型」のような、本来はおおよそ審査基準とは称せないものも作成されている。

その背景には、支援法人制度の特徴のほかに、市町村にとって、その実施を改正法によって義務づけられることに対するとまどいがあると思われる。国土交通省は、「非常に各自治体、地方の自治体の中で人員、また専門的な知識を持っている人がいない中で、この支援法人の役割というのは非常に多い」³³というが、それはそのとおりであろう。もっとも、だからといって、これまで何の付き合いもない団体との付き合いを強制される結果となる指定に消極的になるのは、当然である。本来は、制度の利用は市町村が条例を制定することで決定できるという制度設計にすべきであった。支援法人制度を整備するのは適切であるとしても、当該事務を義務づけたのは、国と自治体の適切な役割分担に留意すべきとする地方自治法2条12項の立法原則に照らせば、大きなお世話なのである³⁴。

もっとも、制度化された以上、これを必要と感じる市町村による指定は徐々にされる。指定をした市町村が支援法人とどのような関係を築いて空家法を実施しているかの情報は、「施行後5年間で120法

30 北村・前註(2)論文71～72頁参照。

31 石川町ウェブサイト (<https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/ishikawa/info/006819.html>) 参照。

32 このように認識していたとしても、行政には「慣性」が作用する。担当者の異動もあるから、「これまでそうだった」ということで不指定方針が継続され、支援法人指定にはなかなか向かわない可能性も高い。

33 第211回国会参議院国土交通委員会会議録18号(2023年6月6日)3頁[国土交通大臣・斉藤鉄夫]。

34 筆者は、空家法は空き家対策のための「武器」を規定するにとどめ、それを利用するかどうかは市町村が条例で決定すればよいと主張していた。北村喜宣「空家法改正にあたっての検討項目」同『空き家問題解決を進める政策法務：実務課題を乗り越えるための法的論点とこれから』(第一法規、2022年)340頁以下・360頁参照。もっとも、空家法でのみ任意とすると、参照した所有者不明土地法の推進法人制度との整合性や同制度の適切性が問題になると、前例と異なる対応とすることを内閣法制局にどう説明するかという面倒な問題も発生する。

人が市町村から指定されること」を目標としている国土交通省³⁵を通じて伝えられるはずである。タイプBやタイプEに典型的にみられるように、改正法24条列挙の業務については、自前でできていたりアウトソーシングによって対応できていたりする市町村もあるが、そうしたところも、「成功事例」を参考にして、この制度の活用を考えるに違いない。自律的な決定であるかぎりにおいて、適切な対応である。

本稿では、2023年改正法施行後2か月の時点における審査基準を概観した。改正法の運用経験が積

み重ねられるにつれ、[図表1]において整理したタイプは、変容していくだろう。現時点ではタイプAが圧倒的多数となっている[図表2]の審査基準についても、今後、改正がされると思われる。地域的ニーズがあるの大前提であるが、空家法を本格的に実施しようと思えば、業務の効果的なアウトソーシングは不可欠である場合が少なからずあるだろう。2024年2月末現在、筆者が確認できた指定実績は、4法人である³⁶。国の補助がされる支援法人の活用を含め、市町村がどのようにして空き家行政を進めていくのか、引き続き注視したい。

[図表2] 支援法人の審査基準

[図表2] 支援法人の審査基準

| 都道府県 | 市町村 | 文書名称 | 公表日/施行日 | タイプ |
|------|------|---|-------------|-----|
| 北海道 | 札幌市 | 空家等管理活用支援法人の指定に係る審査基準 | 2023年12月13日 | E |
| | 根室市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 室蘭市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 北広島市 | 空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定による指定に係る審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 赤平市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 深川市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月20日 | B |
| | 千歳市 | 空家等管理活用支援法人の制度に関する方針 | 2023年12月13日 | A |
| | 福島町 | 空家等管理活用支援法人の指定について | 2023年12月8日 | B |
| | 長沼町 | 空家等管理活用支援法人の指定について | 2023年12月8日 | A |
| | 中標津町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 小平町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| 青森県 | 沼田町 | 空家等管理活用支援法人の制度に関する方針 | 2023年12月13日 | A |
| | 青森市 | 審査基準 | 2023年12月22日 | A |
| | 弘前市 | 空家等管理活用支援法人指定の審査基準 | 2023年12月12日 | B |
| 岩手県 | 野辺地町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する実施要領 | 2023年12月13日 | C |
| | 二戸市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 大船渡市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | A |
| 宮城県 | 雫石町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 仙台市 | 空家等管理活用支援法人の指定について | 2023年12月7日 | A |
| 秋田県 | 秋田市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | A |
| 山形県 | 米沢市 | 空家等管理活用支援法人の指定について | 2023年12月8日 | A |
| 福島県 | 郡山市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | A |
| | 本宮市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月22日 | A |

35 第211回国会衆議院会議録21号（2023年4月20日）3頁[国土交通省住宅局長・塩見英之]参照。国土交通省としては、その数字の実現に向けて、市町村に利用を強く働きかけるのではないだろうか。国会において、この点を牽制する質問がされたところ、「機会を捉えて、市町村にその活用を働きかけてまいります。」と答弁された。第212回国会衆議院国土交通委員会議録2号（2023年11月10日）18頁[国土交通大臣・斉藤鉄夫]。なお、指定処分とれ自体は市町村の事務であって国土交通省の事務ではない点は確認しておきたい。指定数を同省のKPIとすることはできないのである。

36 東近江市（一般社団法人東近江市住まい創生センター（2023年12月14日指定））、石川町（一般社団法人全国空き家アドバイザー協会（福島県石川支部）（2023年12月20日指定））、橋本市（一般社団法人ミチル空間プロジェクト（2024年2月15日指定））、小美玉市（公益財団法人茨城県宅地建物取引業協会（2024年2月22日指定））。

| | | | | | |
|-----|-------|---|------------------------|-------------|---|
| | 石川町 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | H | |
| | 会津美里町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| 茨城県 | 牛久市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 神栖市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 常総市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 東海村 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月20日 | A | |
| | 栃木県 | 小山市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| 群馬県 | 太田市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| 埼玉県 | さいたま市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月14日 | A | |
| | 川越市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月8日 | A | |
| | 北本市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 川口市 | 空家等管理活用支援法人の指定に係る審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 鴻巣市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 草加市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 越谷市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | F | |
| | 三郷市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する実施要領 | 2023年12月13日 | A | |
| | 深谷市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 本庄市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 蓮田市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 横瀬町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 鳩山町 | 空家特措法第23条第1項の規定による指定に係る審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 横瀬町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月11日 | A | |
| | 千葉県 | 船橋市 | 空家等管理活用支援法人について | 2023年12月13日 | A |
| | | 南房総市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月5日 | A |
| 佐倉市 | | 空家等管理活用支援法人の指定について | 2023年12月13日 | A | |
| 東京都 | 練馬区 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | F | |
| | 渋谷区 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 八王子市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | F | |
| | 武蔵野市 | 空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定による指定に係る審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 立川市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 町田市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月11日 | F | |
| | 府中市 | 空家等管理活用支援法人の指定 | 2023年12月7日 | A | |
| | 東久留米市 | 申請に対する審査基準 | 2023年12月1日 | A | |
| | 日野市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱規則 | 2023年12月13日 | D | |
| | 清瀬市 | 空家等管理活用支援法人の指定の審査基準について | 2023年12月28日 | A | |
| | 武蔵村山市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準について | 2023年12月13日 | A | |
| | 瑞穂町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 神奈川県 | 茅ヶ崎市 | 空家等管理活用支援法人の指定について | 2023年12月6日 | A |
| | | 藤沢市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| 座間市 | | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月14日 | H | |
| 山北町 | | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月15日 | A | |
| 新潟県 | 新潟市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年11月13日 | A | |
| | 長岡市 | (審査基準) | 2023年12月19日 | A | |
| | 加茂市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | A | |
| | 十日町市 | (審査基準) | 2023年12月13日 | A | |
| | 小千谷市 | 空家等管理活用支援法人の指定について | 2023年12月13日 | A | |
| | 柏崎市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | A | |
| | 糸魚川市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月8日 | A | |
| 富山県 | 富山市 | 空き家等管理支援法人の指定の方針について | 2023年12月12日 | A | |
| 石川県 | 白山市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2024年1月2日 | A | |
| | 福井県 | 福井市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| 福井県 | 坂井市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月12日 | A | |
| | あわら市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |

| | | | | | |
|-------|-------|---|---------------------------|-------------|---|
| | 大野市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 永平寺町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| 山梨県 | 甲府市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 富士吉田市 | 空家等管理活用支援法人の指定について | 2024年1月10日 | A | |
| 長野県 | 長野市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年11月22日 | A | |
| | 中野市 | 空家等管理活用支援法人の指定処分の審査基準 | 2023年12月14日 | G | |
| | 松本市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月14日 | A | |
| | 千曲市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| 岐阜県 | 美濃加茂市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月11日 | A | |
| | 可児市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 本巣市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月22日 | A | |
| | 関市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2024年2月1日 | A | |
| | 富加町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| 愛知県 | 小牧市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱 | 2023年12月12日 | A | |
| | 瀬戸市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| 三重県 | 伊勢市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月8日 | A | |
| | 志摩市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月11日 | A | |
| | 亀山市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月12日 | A | |
| | 鈴鹿市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月12日 | A | |
| | 松阪市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 鳥羽市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月11日 | A | |
| | いなべ市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 名張市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する取扱いについて | 2023年12月8日 | A | |
| | 尾鷲市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月11日 | A | |
| | 東員町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月8日 | A | |
| | 大紀町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 朝日町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 木曽岬町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 大台町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 菰野町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 滋賀県 | 大津市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | | 草津市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月8日 | A |
| | | 米原市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| 東近江市 | | 空家等管理活用支援法人の指定処分の審査基準 | 2023年11月10日 | F | |
| 近江八幡市 | | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月27日 | A | |
| 栗東市 | | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| 長浜市 | | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月11日 | A | |
| 彦根市 | | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| 湖南市 | | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準について | 2023年12月13日 | A | |
| 多賀町 | | 空家等管理活用支援法人の指定にかかる審査基準 | 2023年12月14日 | H | |
| 日野町 | | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月12日 | A | |
| 愛荘町 | | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月8日 | A | |
| 豊郷町 | | 空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定による指定に係る審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| 京都府 | | 京都市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月25日 | E |
| | 宇治市 | 空家等管理活用支援法人の審査基準 | 2023年12月13日 | A | |
| | 福知山市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する審査基準 | 2023年12月5日 | A | |
| | 綾部市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する実施要領 | 2023年12月8日 | A | |
| | 亀岡市 | 空家等管理活用支援法人に係る本市の指定方針について | 2023年12月13日 | A | |
| | 京田辺市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する実施要領 | 2023年12月13日 | A | |
| | 木津川市 | 空家等管理活用支援法人の指定手続について | 2023年12月8日 | A | |
| | 南丹市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月20日 | A | |
| | 宇治田原町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準について | 2023年12月13日 | A | |
| | 京丹波町 | 空家等管理活用支援法人に係る本町の指定方針について | 2023年12月13日 | A | |

| | | | | |
|------|-------|---|----------------------------|-------------|
| | 笠置町 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | A |
| 大阪府 | 堺市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月4日 | A |
| | 泉佐野市 | 空家等管理活用支援法人指定に関する実施要領 | 2023年12月13日 | F |
| | 寝屋川市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月8日 | A |
| | 岸和田市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | A |
| | 守口市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月12日 | D |
| | 泉南市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 門真市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月12日 | A |
| | 八尾市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | B |
| | 吹田市 | 「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間 | 2023年12月13日 | A |
| | 箕面市 | 空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定による指定に係る審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 四條畷市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 藤井寺市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 大東市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 忠岡町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 田尻町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| 兵庫県 | 尼崎市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月12日 | A |
| | 姫路市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2024年1月29日 | A |
| | 豊岡市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月12日 | A |
| 奈良県 | 奈良市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | B |
| 和歌山県 | 海南市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月19日 | F |
| | 橋本市 | 空家等管理活用支援法人について | 2024年2月15日 | E |
| | 田辺市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月22日 | A |
| | 那智勝浦町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月12日 | A |
| | 串本町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | かつらぎ町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月8日 | A |
| | 太地町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| 鳥取県 | | (2024年2月現在、確認できず。) | | |
| 鳥根県 | | (2024年2月現在、確認できず。) | | |
| 岡山県 | 玉野市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月11日 | A |
| | 井原市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| 広島県 | 呉市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 尾道市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | A |
| | 府中市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 三次市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 福山市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 竹原市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 江田島市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 山口県 | 岩国市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準について | 2023年12月13日 |
| | 防府市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 | 2023年12月13日 | H |
| | 萩市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 光市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月11日 | A |
| | 長門市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 和木町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月12日 | A |
| 徳島県 | | (2024年2月現在、確認できず。) | | |
| 香川県 | 坂出市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月8日 | A |
| 愛媛県 | 伊予市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 四国中央市 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| 高知県 | 高知市 | 空家等管理活用支援法人の指定の審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 中土佐町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |
| | 黒潮町 | 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準 | 2023年12月12日 | A |
| 福岡県 | | (2024年2月現在、確認できず。) | | |
| 佐賀県 | | (2024年2月現在、確認できず。) | | |

特別寄稿

| | | | | |
|------|-----|-------------------------|-------------|---|
| 長崎県 | | (2024年2月現在、確認できず。) | | |
| 熊本県 | | (2024年2月現在、確認できず。) | | |
| 大分県 | 大分市 | 空家等管理活用法人の指定について | 2024年2月5日 | A |
| 宮崎県 | | (2024年2月現在、確認できず。) | | |
| 鹿児島県 | | (2024年2月現在、確認できず。) | | |
| 沖縄県 | 那覇市 | 空家等管理活用支援法人の指定等に関する審査基準 | 2023年12月13日 | A |

[出典] 筆者作成。